

京都市北青少年活動センターの自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市北青少年活動センターに自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）を再募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細の仕様書を確認したうえで、各事項を御承認のうえ、お申込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、施設利用者の利便性の向上と使用料の増収を図ることを目的に京都市北青少年活動センターに自動販売機を設置します。

2 設置場所

場所	寸法上限 (cm)	台数	最低使用料 (税込)
京都市北青少年活動センター	W120×D90×H190	1台	32,000円

※ 寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含みません。

※ 上記とは別に、空容器のリサイクルボックス2個分（1個当たり W45cm×D55cm）の設置場所を確保しています。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはなりません。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）を原則とします。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

(1) インドア型（缶、びん、ペットボトル式）としてください。

(2) 災害救助ベンダーとしてください。

(3) ユニバーサルデザインのものとしてください。

(4) 環境に配慮したものとしてください。

(5) 電気子メーターを設置してください。

5 維持管理

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます（フルメンテナンス）。

6 応募資格要件

仕様書を御確認ください。

7 設置期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日までの11か月間とします。

※ 令和7年4月1日以降については、改めて公募する予定です。

8 申込受付期間

令和6年3月26日（火）から同年4月9日（火）まで（必着）

9 質問及び回答

（1）質問（持参のみ）

令和6年3月26日（月）から同年3月29日（金）午後5時まで

【午前9時～正午、午後1時～午後5時】※受付は平日のみ

（2）回答

令和6年4月3日（水）までに育成推進課ホームページに掲載します。

10 営業事業者の決定

（1）決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

（2）決定日

令和6年4月中旬（予定）

（3）決定後の公表等について

育成推進課ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載します。

【問合せ先】

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課（担当 長澤、小野寺）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電話（075）748-0016

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/soshiki/39-2-1-0-0.html>